

公共施設太陽光発電設備導入調査業務委託
仕様書

令和6年9月

利府町町民生活部生活環境課

1 業務名称

令和6年度 利生環委第9号 公共施設太陽光発電設備導入調査業務委託

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年1月20日（月）まで

3 業務目的

本町は、令和4年10月に「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しており、その実現に向け、地球温暖化対策を加速するため、省エネルギー対策を推進するとともに、再生可能エネルギーを最大限活用するため、公共施設への太陽光発電設備の導入を検討している。

このことから、公共施設への太陽光発電設備の最適な導入規模、導入方針（優先度）を定めるため、各施設における発電量、日射量、屋根・土地の形状等に関するポテンシャル調査を実施する。

4 業務内容

(1) 公共施設への太陽光発電設備導入可能容量の調査

別表に掲げる公共施設（以下「調査対象施設」という。）において、太陽光発電設備導入の可否を判断するための情報を収集するとともに、その発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等を調査・検討し、導入が見込める施設を抽出することを目的とする。また、考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等のための現地調査、聴取調査を含む）の調査・検討を合わせて行うものとする。

(2) 導入候補施設の基本設計の実施

調査対象施設のうち、導入の優先度の高い施設（以下「導入候補施設」という。）について、実際の導入に必要とされる詳細な調査・検討を行い、施設ごとの個票を作成し、取りまとめるものとする。

なお、導入候補施設の個票には、太陽光発電設備の導入に向けて整理すべき課題及び脱炭素に資する太陽光発電設備の導入以外の取組み等についても記載するものとする。

(3) 太陽光発電設備等導入の方法についての検討

調査対象施設への発電設備の導入による建築物等への負荷及び各施設の電力使用量を考慮した発電設備の規模（二酸化炭素の削減量を含む）等の調査・検討を行う。加えて、導入に関する優先度の順位付けを行い、一覧表にまとめるものとする。

なお、導入時に見込まれる屋根改修、設備更新等の履歴、予定等について考慮するものとする。また、再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や導入手法、設置（廃棄含む）コストの調査・算出を行うとともに事業採算性等について、

比較・検討するものとする。加えて、費用面でのメリットやボトルネック等の把握に努めるとともに、同手法の実施による課題の把握、解決方法を検討するものとする。

(4) 太陽光発電設備等導入スケジュールの作成

上記(1)から(3)までの調査・検討を踏まえて、2030(令和12)年までに設置可能な建築物等への50%以上導入に向けた整理を行う。

(5) 事業内容の取りまとめ、報告書の作成

上記(1)から(4)までの内容をとりまとめ、報告書を作成すること。作成にあたっては、次に掲げる項目を踏まえ作成するものとする。

ア 環境省補助事業であることから、委託者が補助金執行団体に提出する実績報告書等の作成を支援すること。

イ 成果品の内容等を利府町地球温暖化対策実行計画に反映することが見込まれることから、同計画を熟知した上で臨むこと。

(6) 関係者等と合意形成を行うための会議等の開催支援

必要に応じて、委託者が実施する任意の地球温暖化関連等の会議体の運営を支援すること。

(7) 打ち合わせ協議

業務を円滑に進行するため、監督職員等と連携を密にし、委託者の求めに応じて打ち合わせを行うこと。また、その内容については受託者が記録し、相互に確認を行うこと。

(8) 進行管理

本業務の実施にあたり、業務全体の管理について、業務工程表や作業体制等を明記した業務計画書を作成着手前に提出し、委託者の承諾を得ること。また、受託者は進捗を管理し、委託者に定期的に報告すること。

(9) その他

上記のほか、今回の事業実施において仕様書に定めのない効果的な事項等がある場合は、その差異を明記し、積極的に報告書に盛り込むこと。

5 特記事項

(1) 本業務は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」の趣旨、公募要領、交付規程を厳守の上、実施すること。

(2) 利府町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び、その他上位計画並びに関連計画等の内容を十分理解し、業務にあたること。

- (3) 本業務を実施するにあたり、関係法令、規定等を遵守すること。また、その実施にあたっては、委託者と十分協議した上で行うこと。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務により新たに生じる著作物及び二次著作物等の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、委託者に帰属することとし、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。
- (6) 受託者は、制作する成果物について、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、成果物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを取った上で本業務にあたることとし、原著作物の著作者等と委託者との間に著作権法上の紛争が生じないようにし、万一問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように、受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (7) 受託者は、業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。
- (8) 脱炭素先行地域に関する支援実績（環境省から脱炭素先行地域に選定され、提案者又は共同提案者となったものに限る）があること。
- (9) 過去3年間において、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、公共施設における再生可能エネルギー導入可能性調査のすべての実績があること。

6 成果物

受託者は、以下の書類を紙面及び電子媒体（CD-R等）で1部ずつ提出すること。電子媒体については、PDFやMicrosoft Office形式で提出すること。

(1) 業務報告書

4 業務内容に記載の結果等を取りまとめた業務報告書を作成し、委託者に提出すること。

(2) その他関連資料（打合せ簿及び根拠資料等）

その他、委託者と協議の上、必要と判断された成果物があれば、別途提出すること。

別表

| 番号 | 施設名 | 所在地 |
|----|----------------------|---------------------|
| 1 | 利府町役場 | 利府町利府字新並松 4 番地 |
| 2 | 保健福祉センター | 利府町青葉台一丁目 32 番地 |
| 3 | 総合体育館 | 利府町青山一丁目 57-2 |
| 4 | 屋内温水プール | 利府町青山一丁目 2-4 |
| 5 | 利府小学校 校舎・体育館 | 利府町利府字城内 1 番地 |
| 6 | 利府第三小学校 校舎・体育館 | 利府町森郷字後楽東 1 番地 5 |
| 7 | しらかし台小学校 校舎・体育館 | 利府町しらかし台一丁目 9 番地 |
| 8 | 青山小学校 校舎・体育館 | 利府町青山三丁目 45 番地 1 |
| 9 | 菅谷台小学校 校舎・体育館 | 利府町菅谷台四丁目 40 番地 |
| 10 | 利府中学校 校舎・体育館 | 利府町森郷字古戸 6 番地 |
| 11 | しらかし台中学校 校舎・体育館 | 利府町しらかし台二丁目 6 番地 |
| 12 | 利府西中学校 校舎・体育館 | 利府町菅谷字新洞風 17 番地 |
| 13 | 菅谷台保育所 | 利府町菅谷台三丁目 9-1 |
| 14 | 中央児童センター | 利府町中央二丁目 11-2 |
| 15 | 文化交流センターリフノス | 利府町森郷字新椎の木前 31 番地 1 |
| 16 | 給食センター(みんなのお昼キャロット館) | 利府町沢乙字北橋 33-1 |
| 17 | 給食センター(みんなのお昼ポテト館) | 利府町菅谷字新馬場崎前 22 |